

われらが町内 わがグループ

No. 48

昨年4月、根下戸新町に婦人たちの幅広い活動の場へと建設された「働く婦人の家」現在、およそ300人の婦人が、編物やジャズダンスなどそれぞれの講座、サークルで学びながら親睦を深めています。

そのうちのひとつ「書道サークル」では、毎週金曜日の午前10時から2時間余り、北林紫石先生の指導のもとに、およそ20人の会員が熱心に筆をとっています。午前中のサークルということもあって、ここでは会員のほとんどの方が専業主婦。20代からお孫さんのいる人までと、比較的幅広い年代層の方が一緒に机を並べています。また、会員の3分の2近くの方が、ここ1、2年の間に大館に移って来た人ということで、サークルを通じて大館のことを知り、友だちを作りたいという目的で参加した人も少なくありません。

サークルでは墨のすり方から始まり、楷書、行書、ひらがなと進みますが、それぞれの人に合わせて、急がずマイペースで勉強しています。「真白い紙を自分で汚す楽しみこそ書道の醍醐味」と会員の智田さんは

真白い紙を
汚す楽しみ
～書道サークル～



▲新春書初め大会

話します。また書道を始めてから姿勢が良くなったことと、落ち着きが出たと精神面でのメリットを強調する人も少なくありません。今月11日には新年会をかね「書初め会」が開かれました。「まだまだ未熟ですけど先生が、上手にほめてくださいますので、とても楽しいですよ」と同会の代表者の一人、滝川和子さん。

例会にはどんなに忙しくてもほとんどの人が出席、なごやかな雰囲気の中にも背筋を伸ばしてピリッと厳しいというのを受けているようです。

「働く婦人の家」では各教室、サークルへの多数のご参加を呼びかけています。申し込み及びお問い合わせは ☎49-7028 へどうぞ。

県内学校施設では随一

市内中学校剣道大会で
道場の完成を祝う



昨年の八月から工事が進められていた東中学校柔剣道場が、先月十四日東中体育館西側に完成、今月九日には完成記念の市内中学剣道大会が盛大に開かれました。

同道場は総工費六千三百九十一万四千円、そのうち八百五十三万三千円が国からの補助によりまかなわれています。施設の概要は、鉄骨造り平家建てで延床面積は四九〇・五平方メートル。この

二月一日からは 老人保健制度

老人保健制度

◇医療の対象者

老人保険の医療は、七十歳以上の加入者及び六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象となります。ただし、六十五歳以上七十歳未満の方についてはあらかじめ寝たきりなどの状態にあるという市町村長の認定を受けなければいけません。

◇費用の一部負担

外来（通院）の場合は、その月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関に支払うこととなります。総合病院の場合は各診療科ごとに支払うことになり、入院時の一部負担金は一日あたり三百円、ただし同じ病院、診療所に継続して二か月を超えて入院した時は、その後は支払う必要はありません。なお、七十歳以上の身障者手帳所持者はこれまでどおり無料です。

◇健康手帳と医療受給者証の交付について

医療は七十歳の誕生日または寝たきりなどの状態にある旨の認定を受けた月の翌月から開始されます。今までの老人医療費受給者証の代わりに健康手帳が交付されます。これは医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために健康診査などの結果を記録するものです。医療を受ける場合には

各種相談日	
ところ・市役所会議室	
じかん・9時～16時	
交通事故	2月8日
法律	2月18日
社会保険	2月21日
国 税	1月25日
家庭教育	2月7日

この健康手帳に保険証を添えて提示することになります。

健康手帳と医療受給者証の交付日程は次のとおりです。

- 1月21日 矢立出張所
- 22日 市役所
- 24日 十二所出張所 大滝集会所
- 25日 釈迦内、上川出張所
- 26日 長木、下川出張所
- 27日 二井田、真中出張所
- 28日 市役所
- 31日 市役所

じかん・午前9時半～午後4時
持参・健康保険証、老人医療費受給者証、身障者手帳、印鑑
問合せ・保険年金課福祉医療係 ☎49-3111 内線242

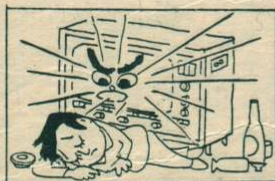
矢立地区に 自治宝くじ 助成事業決定

矢立地区は昭和五十年に県単モデルコミュニティ地区に指定されるなど、コミュニティ活動が盛んですが、財団法人自治総合センターでは五十七年度の自治宝くじ助成事業として、矢立部落連絡協議会の助成を決定しました。助成決定額は百八十万円で、これにより同地区の備品、ビデオカメラ、ビデオ機を購入し、今後ますます活動が活発化することが期待されています。

冬の省エネ 実行していますか

厳しい寒さがつづく毎日ですが、これからは暖房などで多くのエネルギーが消費される季節でもあります。皆さんのご家庭では省エネ対策は万全でしょうか。家族みんなで次の点を確認してみてください。

- ・室内の暖房温度は18℃以上になっていませんか。
- ・テレビはつけっぱなしになっていませんか。
- ・電気器具が汚れ、余分な電気を消費していませんか。
- ・ストーブはいつもきれいに手入れをしていますか。
- ・お風呂には、まとめて次々に入る



- ようにしていますか。
- ・通勤、レジャー用に自動車を利用するのを、なるべくやめていますか。
- ・ガス湯沸器の口火は、つけっぱなしになっていませんか。
- ・洗濯は上手にやっていますか。
- ・あかりはこまめに消していますか。

ご利用ください 各種資金の貸付制度

市では中小企業の方々に、療養費、住宅整備などでお困りの方を対象に各種資金貸付制度を実施しています。どうぞご利用ください。なお、詳しいことは直接、各担当課へお問い合わせください。

◆中小企業融資あっせん制度

市内に一年以上住所または事業所を有し事業を営む方で市税を完納している方が対象となります。

- ・融資限度額：三百万円（運転資金、設備資金ともに）
- ・貸付期間：五年以内・保証料：市負担・申込み及び問合せ：市役所商工観光課（☎49-3111 内線283）

◆市の機械貸付制度

工業用の生産等に使用する機械類を市が購入し貸与する制度です。

- ・申請限度額：二百五十万円・連帯保証人：二人以上
- ・貸付期間：五年以内・申込み及び問合せ：商工観光課
- ◆母子及び父子家庭児童医療費の助成
- ◆母子家庭、または父子家庭の十八歳未満の児童が診療を受けた時に、医療費の一部を助成しています。
- ◆申請に必要なもの：健康保険証、印鑑、住民票謄本、所得証明書・申請及び問合せ：保険年金課福祉医療係（☎49-3111 内線242）